

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間をこれまでの40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマを 2 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8 番 安田功君、9 番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（富田栄次君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

6 番 江上聖司君。

〔6 番 江上聖司君登壇〕

○6 番（江上聖司君） 皆さん、おはようございます。6 番 江上聖司でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

クリーンセンターの在り方についてお尋ねします。

私が初めてクリーンセンターの質問をしたのは、平成24年6月のことです。その後、平成28年6月、そして今回で3度目になります。最初に質問した日から数えると、9年が経過しました。その後も、同僚議員が幾度となく質問をしてきた経緯がございます。なぜ繰り返しお尋ねするかといいますと、やはり町民の皆様の声を受けてというのが大きな理由です。生活に直結する重要課題であるからです。

クリーンセンターは平成9年に完成し、現在は25年目を迎えました。そこで、直近のクリーンセンターの質問と、それについての答弁を照らし合わせてみました。

同僚議員による令和元年6月の広域連携の観点から、クリーンセンターの在り方の質問に対する町長の答弁は、老朽化が進むクリーンセンターの今後については町の最重要課題である。第6次総合計画において、クリーンセンターの老朽化に伴う延命措置や新たなごみ処理施設の検討を進めることを戦略に上げ、重要施策の一つとして取組を進めているところである。これ

まで、平成35年、令和5年度までとしてきた延命化計画に基づき、延命化工事について前倒しし、今年度までの計画としている。あと10年程度の利用が可能ではないかと認識している。いずれにしても、広域連携を視野に入れるべきと考える。関係自治体との連携を強めて、広域的視点に立った行政運営を目指すべきと考えているとのことでした。

また、令和2年3月の垂井町のクリーンセンターの今後についての先送りの検討ではなく、今年度からでも連携要件、打合せ的な打診を進めてはとの問いに対する答弁は、国・県の動向は、施設整備に係る補助金の交付要件は広域連携を前提としている。県が平成11年3月に策定した岐阜県ごみ処理広域化計画についても、人口減少を踏まえ見直しを行うとしており、広域化の重要性を示している。今後も、近隣市町に対するさらに踏み込んだ調査研究を行い、新炉建設、耐用年数を有する建物を生かし、既存大規模整備などあらゆる可能性を考慮しながら検討を進める。おおむねこのような内容でした。

また、環境省による廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引きを見ますと、平成27年3月と令和3年3月に改訂があり、令和3年3月の改訂においては、廃棄炉施設の解体事業について、広域化・集約化によりA施設とB施設の統廃合をA施設の建築物の再利用により行う場合、不要となるB施設の解体事業を交付対象とする制度の見直しを行い、建築物の長寿命化を支援していますとの記載があります。

また、総論、目的の中では、利用可能な建築物を含め、20年程度で施設全体を廃止している例もあるが、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備や基幹的整備の更新等の整備を的確に実施したことにより、30年以上にわたり稼働できた実績もあるとしています。

このことから、本町が令和5年までとする延命化計画に基づき延命化工事を前倒しで実施することにより、一定の効果を得られるものと考えます。あと10年程度の利用が可能と認識のことですが、総務省による平成28年3月の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視、結果に基づく勧告によりますと、長寿命化手引において、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備や基幹的整備の更新等の整備を的確に実施したことにより、30年以上稼働できた実績もあるとしている一方で、現地調査は実施しているものの、30年以上にわたり稼働した施設の運転管理や点検整備の手法を詳細な検証までは行っていないとしています。また、当該改良事業が開始間もないことから、現時点では効果が発現する段階には達しておらず、検証されていないとしています。

これらのことから推測すると、さらに10年利用が可能である場合もあるが、必ずしも10年稼働できるという検証は今のところないと言えます。そこで、例えばクリーンセンターの広域化を視野に入れ進める、またはその他の手法にするとしても、延命化工事を前倒しですると同時に、その後のクリーンセンターの在り方の検討・調査に入る必要があると考えます。

そこで、第1点目、近隣市町への検討・調査の進捗状況をお尋ねします。

次に、2点目は、クリーンセンターを広域化する、またはその他の手法であったとしても、乗り越えるべき高いハードルが幾つもあると考えます。そのハードルを越えるための時間は、

5年から10年はかかると考えるのが妥当です。そこで、延命化計画を進めながら、一方で委員会を立ち上げるなど具体的な動きに入る時期が来ていると考えます。その点について、早野町長にお尋ねをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の生活に直結するクリーンセンターの今後について問うについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

垂井町のクリーンセンターにつきましては、令和元年度に完了いたしました延命化工事によりまして10年間の延命化を図ってきておるところでございますが、その一方で、議員御指摘のとおり平成9年3月に完成後24年が経過しておるところでございます。これまで定期的維持修繕工事を計画的に行うことで、その寿命をもたせておる現状でございます。

そうした中でございますが、クリーンセンターの今後の在り方については喫緊の課題であることは議員御指摘のとおりでございます。施設大規模改修によるさらなる延命化、建て替えなどの選択肢はございますけれども、これまで人口が右肩上がり増加していく前提で垂井町単独で進めてきた垂井町のごみ処理にございましては、人口減少社会で持続可能な行政運営を求められる昨今、広域化の検討も必須であると考えております。この点については、議員の御指摘と意を同じくするところでございます。

なお、広域化につきましては、現在、岐阜県で人口減少時代におけます持続可能な適正処理の確保、そのほか環境面や災害対策強化の観点から、令和4年3月を目途にごみ処理の広域化・集約化計画の策定が進められておるところでございます。その内容を御紹介いたしますと、特に人口減少社会を受けて、各自治体、あるいは一部事務組合の人口規模、特に将来人口を見据え広域ブロックを組んでいくといったものでございまして、その広域化に向けた具体的な動きの部分は、あくまでも関係市町同士で協議を進めていく、そのようになってございます。

そこで、第1点目の質問でございますが、近隣市町への検討・調査の進捗状況についてお尋ねでございます。岐阜県の広域化計画の策定に向けて、改めて近隣市町とも情報交換等を行いながら課題等整理をしております。また、昨年度につきましては、単独運営を続ける垂井町と同規模の市町村や、十数年前に広域化された市町村など、その調査範囲を広げながら情報収集に当たらせておるところでございます。

さらにでございますが、広域化を検討する中で、垂井町のごみを他市町へ運搬させることで発生する課題・問題、あるいは受入れ側の施設の規模の問題など、現時点でまだまだ調整に時間を要する部分もたくさんございます。そうした中でございますけれども、現時点で考えられる課題、あるいは経費等を洗い出し、これを中長期にわたって時系列で整理するなどの検証を現在行っております。何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

次に、2つ目の御質問でございますが、今後の具体的な動きについてでございますけれども、クリーンセンターの今後の在り方につきましては、今後の垂井町の行財政運営を大きく左右し

得る問題でございますので、経費の側面、それから住民サービスの側面など、あらゆる課題の利点、メリット・デメリットなど、より研究を深めた上でその道筋を見定める必要があると認識しております。

したがって、今後につきましては、議会とも情報共有を図りながらその方向性を見いだしていくべきであると、そのように考えております。まずは、今年度中に議会の皆様と情報共有を図っていく中で、例えば議員にも御提言ございましたけれども、特別委員会なるものを設置していただくなど、その時期を見定めていきたいと、そのように考えておりますので何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの町長の御答弁でも、これまでの我々の質問に対します御回答のほうも、広域化か単独でやるのかと、その辺に行き着いてくるのかなあというふうに思うわけでありましてけれども、先般のいわゆる広域化、これについてはある程度結論が出ているのではないかと。それは、例えば近隣市町のところと一緒にやっていくという話にしても、一つは処理能力に余剰がないと。あるいは、その設備の延命化を終えたばかりであることから、将来的にも延命化工事を行う方針等々があって、それは垂井町と同じですね。なので、広域連携は非常に難しい状態にあると言えますというふうに御回答もいただいております。

そういった状況の中、広域化に対してもう少し踏み込んだ何か結果があるのかなと。と申しますのは、先日の予算審査特別委員会の総括質疑の中で、私が少しくリーンセンターのことをお尋ねしたときに、町長のほうからちょっといい感じになってきていますよという話が少しありましたので、もしその辺のことをお話しいただければありがたいなと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 委員会でのお話、少し出させていただきましたけれども、実は、大変今日映っておるということもございまして、またちょっと状況が委員会の席と、テレビ放映等々、これはあまりそうここで私が言うと、またそのまま映っておりますので具体的なことは申し上げにくいんですが、非常に1つのチームの中に入ろうとすると、相手方の事情というのは非常にナーバス、神経質な部分もございまして、委員会で私が御発言したのは、最も身近にいらっしゃる議員さんと最新の情報をお伝えしたということでございまして、まだまだ真剣に取り扱っていかん部分がございます。

いずれも仲間に入れてもらうということになりますと相手方の言い分というやつを全部、決してトップまでまだ当たっておる状況下にございませぬので、担当のほうでは水面下で調査研究等をやっておるというのは、御回答で申し上げたのはそういう部分でございます。ここでぼんと言うと、そんな話は聞いておらんということとなりますと、また猛反発を食らったりすることにもつながりますので、この点で御回答を勘弁していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 相手先のあることなので、なかなか全部はここでは言えないよということとでございました。

それはそれで分かりましたので、その辺しっかりと取り組んでいただきたいということと、もう一つ単独で考えてみたいという話もされましたけれども、垂井町、当然人口がどんどん減少してまいります。その中で単独というと、物すごい大きな金額が動くわけであります。

それで、ちょっと担当課からも少し教えていただいたことがあります。というのは、現在の建屋はまだしばらく使えるということで、今いわゆる焼却炉、それから附帯設備だけを更新する、いわゆるプラント更新という手法があるそうでございます。これは、例えばクリーンセンターだけに限らず、例えば斎場の火葬炉、あれもそういうふうに建屋はそのまま中の炉だけを更新する。それだと、金額的には大体半分ぐらいで済むんじゃないかなというふうに言われておりますけれども、ただ半分といたしても、この垂井町の新庁舎を造ったぐらいの金額、ひょっとするともう少しかかるかなというふうにありますけれども、その辺の検討は、町長どのような見解でおられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 委員会の折に原課のほうからもそういう話が出ておるかもしれません。

実は、調査研究をさせておるということを先ほど回答の中で申し上げました。その中には単独でやっておる市町にも視察を行かせておるところでございますが、なぜ単独でやっておるかというのがみそでございまして、広域になりましても収集はそれぞれの市町でまずはやらなということがございます。今の距離からさらに伸びることも想定されますし、往復にかかる時間等々を想定すれば、収集車の台数も下手したら倍をかけないと午前中とか午後に集めることができないなどなど、そういった課題もございます。

したがいまして、広域化して利点の部分もあるけれども、また悪い点も出てくるといった、その視察先の結果から少しそういうことを委員会の中では担当の所管から、そういった選択をしておる市町もあるよといったようなことで情報の提供をさせていただいたと思うんですが、確かにそういう部分もございまして、私ども協議していく中でも、果たして広域だけでいいのかどうかということも、十分これは先ほど冒頭に言ったとおりでございます。その選択の状況関係を議員の皆様と共有を図りながら、ぜひとも決断をしていかないかなというふうに思っております。単独が全てバツじゃないということも調査結果の中から出てきた結果でございまして、それを御紹介したところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

延命を継続しながら単独でいく方式を取ったほうがいいのか、それとも今の施設をそのまま広域の中で、仲間にもし仮に入れていただけることになったときには、そちらのほうが得策なのかどうかというのは、これは議会とも十分調整を図っていきたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 今、私があえてプラント更新の話を出したのは、先ほど申し上げま

したようにひよっとすると30年もつかもしいれないよと、30年以上もっているところもありますけれども、国としてはそういった確たることがまだ検証できていませんよということでお聞きしたわけでありましてけれども、いずれにしても、プラント更新するにしても相当なお金がかかります。

その次に、2番目の件でございますけれども、私が先ほど言いましたように約10年前にこの質問をさせていただきました。それから今日まで、いわゆる延命化の各施策、クリーンセンターの、これは形としては見えているのかなというふうに思いますけれども、今後のことについては何もというか、正直何も見えてこないというのが率直な感想でありますけれども、先ほど町長のほうから研究を深める、議会と情報共有しながら時期を見極めてというふうにおっしゃいましたけれども、そんなに時間は正直ないと思います。すぐにでもこれは取りかかるというか、検討に入らなければ間に合わなくなる。動かなくなりました、壊れてしまいました、どうしようということでは非常に困りますので、いろんな意味、どちらにするのかということも含めて、本当にすぐ検討をするべきであるというふうに思いますが、再度その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 先ほど来申し上げておりますとおり、必ずしも広域化にすぐ決断して5年後に広域化に入るといったものだけの検討じゃなしに、我々に課されておりますのは最小限の経費でやっぱり最大の効果を表すということになりますと、実際にそういう広域化をした市町でありますとか、単独をついこの間決定して単独でやっておる町も現実にございますので、議員御案内のとおり西濃管内では、物の見事に垂井町だけ単独ということになっておるのが現状でございます。その中に入るのは政治的な課題もあるかも分かりませんが、それ以外に垂井町の町民の皆様が、ひよっとして今の収集方法でそれなりの減量対策、声の届く距離の範囲で、やり方次第によっては単独の道もあるということも十分検証する必要も片方あります。必ずしも単独でやるということをおし上げておりませんので、くれぐれも御注意を願いたいと思っておりますが、その辺を、延命化措置の時間を十分使いながら、使えるものはきちっと使って、先ほど議員の御指摘の中にも決して国の御提言のところの少しお話をいただきましたが、総務省の行政評価・監視、結果に基づく勧告でも、必ずしも稼働できるという検証が今のところなされていないというのが、まさしくこういう部分がそれぞれの市町によっての建築年度、それからふだんからのメンテナンスのかけ方等々によって差異が出てくるといった箇所かなあと思っております。

したがって、この部分、経費を十分安価にできるような方策を講じていくのが我々の責務でございますので、その点、議員の皆様と共有を図りながら御理解を賜ってまいりたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） もう一点、ちょっと気がかりなことがございまして、というのは、現在

稼働しておりますクリーンセンター、これが故障したときに、炉が2つあるので一遍にいかれることはないかもしれませんが、それが壊れたときに、例えばどちらかの市町にお願いをして少しの間助けていただくなどの、そういった明確な取決めが今のところないというふうにお聞きしておりますので、これはやっぱりそういったことを想定して、町長が自ら出向かれて交渉されるべきだと思いますけれども、その点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） ただいまの協定の件でございますが、正式な協定は結んでございません。しかしながら、近隣市町、何か事があったときは助け合うと、そういったことは約束としてなされております。以上でございます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 私からもお答えをさせていただきますが、今課長の申したとおりでございます。過去に、垂井町で各市町の焼却関係を受け入れるといったような行為も日常的なところから行っておりますことから、そういったことは十分共有を図って市町は動いておることによって御理解いただきたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） いずれにしても、町単独でいくのか、あるいは広域化か、町長が関係市町としっかりと情報共有していただきながら、やっぱり進めていただくと。それを積極的にお願いをせないかなのかなというふうに思います。

もう時間が大分来ましたけれども、先般3月議会でも申し上げましたとおり、垂井町の財政も今後相当逼迫してくることが当然予想されてまいります。クリーンセンターは本当に住民生活に直結するものであります。避けて通ることはできません。町長はじめ担当課には、まさに不断の見直しを行いながら、しっかりとスピード感を持って、前みたいに先送り、先送りという印象がないように、しっかりと取り組んでいただくことを最後にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私からは、次の2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、都市公園の管理についてでございます。2点目は、高齢者の確認方策について。以上、2点につきましてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、都市公園の管理についてであります。町内には9か所の都市公園がありますが、この中でいずれも共通している問題として、環境が十分に保全されていないところだと思います。公園周辺には非常に草が繁茂しており、子供たちはそういった草のあるところでは遊びません。だから、なお草が生育するといった、そういう悪循環となつてまい

ります。公園敷地内では、ますます遊ぶところが狭くなるといったことにつながってきます。こういった環境を良好に保全するための草刈り等については、どのように配慮されているのかをお尋ねしたいと思います。

次に、ある市においては、公園内の遊具が老朽化していたことに起因する事故が発生し、市の設置及び管理責任が問われる、責任賠償が請求されたという事例がありました。遊具の老朽化による事故は、全国的にも少なくはないと思っておりますけれども、町内の公園内の遊具の定期的な点検はされているのでしょうか。損害賠償の請求をされないようにするためではなく、子供たちが安心して遊ぶことができる公園にするため、遊具の点検は怠ってはなりません、これらについてどのように実施されているのかをお伺いしたいと思います。

次に、公園内の美化についてであります。私も孫を連れて近くの公園に行きますが、公園内には、椅子の周りや隅のほうに紙くず、お菓子の袋、空き缶、ペットボトルなど捨てられてあるのを見かけますけれども、誰がごみを拾うのか。公園を管理する人がごみを拾うのではなく、自分が持ってきたお菓子とかペットボトルは、各自が持って帰るようにしたいものです。ごみを残さないように、公園はみんなの遊び場ですから、ここの公園はきれいだと言ってもらえるように、ぜひ公園内に自分のごみは持って帰りましょうといった立て看板を設置し、啓発することについてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

次に、2点目でございますが、高齢者の確認方策についてでございます。

新聞・テレビ等で、戸籍上150歳を超える方が生存されていることになっております。実際には住んでおられない方の住民登録がなされていたりといったことが報道されていたことがありましたが、我が町では現状どのようになっているのか、確認状況をお伺いしたいと思います。

次に、住民同士が密接に付き合っていた時代とは異なり、希薄な人間関係が普通になってきた現在、高齢者が行方不明になったことの把握、孤独死の防止、家族がいても亡くなったことを隠して年金を受け続けることを防止するといったことについて、行政の役割は大きくなってきています。しかし、個人情報への尊重、プライバシーの確保といった観点から、行政が介入に対して及び腰になったことも否めない現実だと思えます。

年金の不正受給といったことは厳しく対処しなければなりません、また一方、職員が全ての高齢者の状況を把握するというのも、その経費や効果ということからも対応は難しいと思えます。生協や民間の乳酸飲料の会社等、高齢者の見守りを兼ねた配達の実施の委託といったことを行っている自治体の取組も報道されていたことがございます。

他の自治体が行った実証実験ではありますけれども、マンションの単身高齢者を対象としたもので、センサー等を活用し、緊急時には遠隔で玄関の開錠を行えるというのもあったそうでございます。一方で、見守られている方からすると、監視されているという感覚にもなりかねません。それぞれに合った見守りの方法という考え方も必要となっております。

安全・安心とプライバシー、経費と効果、これらの釣合いを取るには非常に難解ではあると思えますけれども、今後の高齢者の確認策としてどのようなことをお考えなのか、具体的にお

伺いたしたいと思います。

以上2点について質問しますが、分かりやすく丁寧に御答弁くださるようお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、乾議員1点目の御質問、都市公園の管理につきまして、お答えさせていただきます。

公園内の草刈りにつきましては、職員による月1回の定期点検や、公園を利用される方から情報をいただいた場合は現地を確認し、必要に応じて草刈りを実施しております。

昨年度につきましては、公園に限らず町全体で雑草の繁茂が著しかったことから、雑草の除去を委託しておりますシルバー人材センターへの依頼も多く、発注から除草までに時間を要したのもございました。

議員御指摘のとおり、良好な環境を保全するためには、繁茂前に草刈りをする必要があるため、今年度につきましては1か月から2か月程度を目安に定期的に草刈りが実施できるよう予算措置を行ったところでございます。

今後も、公園内の良好な環境を保全するため、定期的な草刈りを実施してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

公園内の遊具の点検につきましては、職員による月1回の点検と、専門技術者による年1回の点検、そのほかに公園を利用される方から通報があった場合は、その都度現地確認を行っております。職員による月1回の点検では、全体的な美観、トイレや遊具など、目視や触診・聴診により変形や異常の有無、破損・故障箇所がないか確認を行っております。また、専門技術者による点検では、都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び遊具の安全に関する基準に基づき遊具点検を実施しており、構造部材、消耗部材について、詳細・入念な点検を行っております。

点検の際、変形や異常を発見した場合は、直ちに遊具の一部、または全体の使用中止を講ずることや、緊急性を有するものにつきましては、速やかに修繕対応し、状況に応じて次年度以降の予算措置を行っているところでございます。

最後に、公園内の美化につきましては、月1回の定期点検の際、職員によるごみ拾いなどの清掃も行っております。また、地域の方で自主的にごみ拾いなどの清掃活動をしていただいているという話も聞いておりますので、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

議員が御指摘のとおり、自分のごみは自分で持ち帰る、自分たちが利用する公園はきれいで安心して遊べる公園にしていくという考え方は、公園を管理する私どもも同じでございます。公園を利用される皆様、地域の皆様と一緒に公園の環境美化と保全に取り組み、誰もが安心して利用できる公園にしたいと思っております。その上で、議員より御提案のあった看板の設置による啓発につきましては、誰もがごみを捨てない、公園をきれいに使うとい

う意識を持っていただければ必要のないことではございますが、状況に応じて設置について検討させていただくとともに、引き続き公園の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 乾議員の御質問、2点目の高齢者の確認方策についてのうち、戸籍・住民登録につきましては、住民課が所管しておりますので私からお答えさせていただきます。

まず、戸籍上150歳を超える方が生存している現状はないかとお尋ねでございますが、6月1日時点で垂井町に戸籍のある方で、150歳を超えている方はございません。

次に、実際には住んでおられない方の住民登録がなされていないかとお尋ねでございますが、基本的には本人の届出に基づく住所を住民票上の住所としておりますので、全ての方が住民票の住所に居住しているか確認することは困難であります。

しかし、実際に居住していないなどの情報がありましたら、現地調査などを行った上で、職権により住民票の消除を行うなどの業務は随時行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 乾議員の高齢者の確認方策についての御質問につきまして、健康福祉課からは高齢者の見守りの観点からお答えをさせていただきます。

現在、当町の65歳以上の高齢者人口は約8,200人で、全体の約3割となっており、高齢者お一人世帯、また高齢者のみの世帯も増加している状況でございます。その中には、身寄りが遠方におられる方や、全く身寄りのいない方など、何らかの支援や見守りを必要とする方々も多くお見えになります。こういった方々の対策といたしまして、民生委員さんに御協力をいただき、おおむね65歳以上の見守りが必要な独り暮らし高齢者などへ緊急通報用機器を貸与し、毎月、電話による安否確認を行うとともに、不破消防組合と連携しながら緊急時の円滑な対応が図れるよう支援を行っております。

また、認定された独り暮らし高齢者のお宅には、月1回以上訪問を行うひとり暮らし老人訪問事業を町社会福祉協議会へ委託し、支援が必要な方の安否確認や相談対応などに努めております。

このほか、平成30年には日本郵便株式会社垂井町内郵便局及び大垣郵便局と地域における協力に関する協定を締結しており、その中の一つとして、高齢者、障がい者及び子供、その他住民等の異変に気づいた場合に情報を提供していただくことになっております。

また、令和元年には、西美濃農業協同組合と高齢者の見守りに関する協定を締結しており、地域の方々と日常的な関わりを持つ町内の各支店と連携しながら、地域内での見守り支援を行

っているところでございます。

このような取組に加え、今年度からは、認知症高齢者等の見守り支援事業といたしまして、行方不明時の早期発見にもつなげるため、垂井警察署や隣接する関ヶ原町などと連携して、QRコードを活用した見守りシールの配布事業や、GPS機器導入に対する支援事業を新たに実施してまいります。

こういった様々な形の見守り支援対策を通して、地域の方々にも御協力をいただき、また関係団体とも連携しながら、安否確認や社会的孤立の防止を的確に図り、高齢者の方の適切な確認につなげていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

高齢者の確認方策につきましては、いろいろと御検討していただいて対応していただくということで、非常に安心をされましたけれども、引き続き、すぐ体制が取れるような状況にしていただければというふうに思います。

それで、再質問させていただきますけれども、公園についてでございます。

私も先ほど申しましたように孫を連れて近くの公園に行きますけれども、非常に多くの子供たちが遊びに来ております。どこから見えたんですかと保護者の方にお聞きしますと、近くに公園がないのでということで大滝とか新井から来てみえました。それが何日も続いたわけでございます。要望として、新井の公園に遊具を設置してほしいという要望も出ておったと思えますけれども、町として遊具の設置につきましてのお考えはあるのかどうか。また、併せて設置しない理由があるならお伺いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 発言を求めます。

建設課長 小森俊宏君。

○建設課長（小森俊宏君） 乾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

町内には、先ほど乾議員も申されましたとおり9つの都市公園が設置されておまして、そのほかに各地区に都市公園以外の公園が複数整備されております。憩いの場、また集いの場として親子の触れ合いや高齢者の交流など、地域の方々の身近な施設として御利用いただいております。その重要性は認識しておるところでございます。

一方で、第6次総合計画では、特に人口維持を図るために子育て世代を増加させていくことが必要であり、満足度の高い公園の充実が有効な手段の一つであるというふうに捉えております。また、昨年度見直しを行いました都市計画マスタープランにおきましても、都市公園の基本的な考え方、住民の集う憩いの場であり、誰もが安心して利用できるような満足度の高い公園の充実に取り組みますというふうにしております。このことから、先ほど質問のございました遊具の設置につきましては、地域の皆様の声を大切にしながら満足度の高い公園管理、また充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

新井公園につきましては、今現在、遊具関係、スプリングプレイが3基設置されております。

そのほかの遊具につきましては設置されておりましたが、また場所等のこともありますし、予算的なこともございますが、皆様の声をお聞きしながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

公園につきましては、特に実際に現場を見ていただきますと分かるように、平日4時以降6時までの間、非常に多いわけです。孫を連れていくんですけども、遊ぶ場がない。しばらくして帰ってくるんですけども、私も実際に先ほど言われたように遊具のある公園、見てまいりました。4か所ありますね。ないのは5か所です。特にやっぱり公園はあるんですけども、せつかくの公園でありますので、できれば本当に遊具を設置していただきたいというふうに思います。

それと、今後この公園の管理につきましては、民間に委託するというような考え方はあるのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 建設課長 小森俊宏君。

○建設課長（小森俊宏君） 都市公園の管理につきましては、先ほど御質問の中でもお答えさせていただきましてとおり、職員による定期点検、また業者委託による点検を行っております。危険な場所とか危険な部分につきましてはしっかりと点検しておりますので、今のところ外部に対する全般的な委託ということは検討しておりません。よろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） どうもありがとうございます。

公園につきましては、非常に子供たちが遊べる場所でございます。ぜひぜひ整備をしていただきながら、よりよく子供たちが成長できるような場所にしてもらえればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 5番 藤墳です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

かねてより幼保一元化に取り組み、今年度から認定こども園としてスタートを切ることになりました。幼稚園・保育園時代のよいところを残しつつも、保育と教育を一体的に取り組むことは、園児たちにとって健やかな成長を育む場所となることに大いに期待をしております。我がまちの幼児教育の充実は、すなわち垂井町の未来を明るく照らす光となるに違いありません。幼保一元化を進めてきた結果、認定こども園としてスタートできたことに大きな意味があると感じております。認定こども園の制度上のことよりも、その中身が重要であり、まさに幼児期における教育についてお尋ねをさせていただきます。

さて、令和2年度垂井町の教育を見てみると、幼児教育の中で4つの重点目標が掲げられております。生活する力の育成、人とかかわる力の育成、自ら学ぶ力の育成、一人一人の発達の特性に応じた指導の充実とあります。今年度から認定こども園に変わりましたが、現在の指導内容について、以下3点お尋ねをいたします。

1. 生活する力では、自然を通して幼児の体験を豊かにするとあります。具体的にどのような内容なのか、どのように今後の教育につなげていくのかをお聞かせください。

2点目、人とかかわる力では、小・中学校との交流や地域での体験活動の充実とありますが、以前は各小学校内に幼稚園が設置されておりました関係上、5歳児の多くは校庭で遊び、小学生との交流も数多くあったと思っております。コロナ禍で実践しにくい環境となっておりますが、どのような交流や活動なのかをお聞かせください。

3点目、自ら学ぶ力では、幼児が没頭して遊ぶことができる環境とあります。それはどのようなことを指しておられるのか、子供の成長に合わせたものなのかをお聞かせください。

最後に、方針の一つにある生きる力を育む指導が掲げられております。生きる力は、まさに重要なキーワードとなります。様々な体験を通して経験を積み重ねていくことは、子供にとって大きな成長につながります。今後、学校における学習に結びつく幼児教育こそが、その基礎となってきます。その人の一生を形づくるといっても過言ではありません。各地区のこども園において多種多様な幼児教育の実践をしておられると思います。この点を踏まえ、担当課としての基本的な考え方と実践をできるだけ分かりやすく、先ほどの3つの質問に御答弁いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 藤埴議員の御質問、認定こども園における幼児教育について答弁させていただきます。

保育園と幼稚園は、今年度、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法に基づく保育所型認定こども園に移行しました。新たな体制ではありますが、当町は、これまでの幼保一元化の取組の中で既に保育園と幼稚園という別々の制度を同一園舎の中で実施しておりましたので、スムーズな移行ができたものと思っております。

さて、御質問の認定こども園における幼児教育についてでございます。

1点目の自然を通した豊かな体験の内容、またどのように教育につなげていくのかという御質問でございますが、具体例といたしまして、各園では園外活動を多く計画し、様々な場所に出かけます。草花や生き物に親しみ、自然の移り変わりを感じたり、身近な史跡や里山に行ったりすることによって、自分の住む地域にはこんな素敵などころがあるんだと、ふるさとを好きになる気持ちを育んでいます。

また、栽培活動や生き物の飼育を行い、愛着を持って関わる中で、生まれてくる命を目の当

たりにして感動したり、時には死に接することによって生命の不思議さや尊さに気づいたりして、命あるものを大切に作る気持ちを育んでいます。

2点目の御質問、小学生との交流につきましては、コロナ禍で園児と児童が直接関わる交流は難しくなりましたが、校長先生や教頭先生が来園して園児と一緒に遊んだり、絵本の読み聞かせをしたりしていただきます。小学生は、学校の様子を絵や手紙などを通して紹介してくれます。それを見て子供たちは、学校はこんなところなんだ、早く学校に行ってみたいなど期待を膨らませています。

一昨年までは、園児が小学校を訪問したり、小学生が園に遊びに来てくれたりすることも度々あり、鬼ごっこや尻尾取りなどをして一緒に遊んだり、小学生が園児と対面で本を読んだりしてくれました。遠足や弁当の日を利用して一緒にお弁当を食べることもありました。また、就学に向けて小学校の生活の流れや内容を聞き、授業や給食の配膳の様子を見学させていただいておりました。

感染症が早期に終息し、このような交流活動が再開できることを楽しみにしていますが、手紙やリモートなど対面にこだわらない交流活動についても、積極的に進めていきたいと考えております。

3点目の御質問、幼児が没頭して遊ぶことができる環境についてでございます。

保育士は、子供の好奇心や探求心を引き出すことができるように環境づくりをしています。子供の発達段階や興味、関心を踏まえながら、木の実や土、水などの自然物や廃材など、多種多様な教材を準備し、集中して遊ぶことができる十分な時間を確保します。子供は、手で触ったり全身で感じたりし、五感を使って繰り返しやってみることで自分なりに比べたり、これまでの経験と関連づけて考えたりしながら物に関わっていきます。保育士は、一人一人の考えやつぶやきに耳を傾け、それをともに実現したり試したりして、試行錯誤する中で子供の思考力の芽生えを促し、子供の自ら学ぶ力を育む手だてを考えています。

議員がおっしゃるように、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。認定こども園法においても、保育所型認定こども園は、学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うこととされていますが、これまで教育委員会によって積み上げられてきた幼児教育や保幼小中・18までの連絡協議会の中で取り組まれてきた成果を無駄にすることがあってはなりません。

今後も、小学校等における教育との円滑な接続に配慮した教育・保育を実施するため、町の教育方針と整合を図り、これまでと同様に幼児教育指導員の巡回指導や教育委員会の訪問指導を受けながら、小・中学校、不破高等学校と連携して幼児教育に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 御答弁ありがとうございました。非常に分かりやすく、丁寧に説明していただいたというふうに思っております。

担当課としても、しっかりと現場の声を聞きながらやっている姿、また現場の保育士等と子供たちと携わっている方々が、いかに愛を持って園児たちをしっかりと見守っているかという様子もはっきりと分かったところでございます。

これからは、ちょっと町長にお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

こうした幼児教育の現場を頑張っている保育士の皆さんがおられる一方で、もう少し垂井町で子供を育てたいという気持ちが起こるようなまちづくりをぜひとも推進できないものかというふうに思っておりますので、町長のその辺に対する思いを申し述べていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤墳議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今日の質問のやり取り、それから課長の回答を含めまして、ふと小さい頃を思い出しました。今では、行政側がそうした生きる力を育んだり、泥遊び等々、動物と触れ合うということを保育所の中で計画・実施をさせていただいておる時代の背景から、何十年前を想定いたしますと、それはもう地域の中で行われておった。虫を捕まえたり、川で遊んだりとかいろいろございましたが、先ほどの乾議員のときでもございましたとおり、草の生い茂ったところで危険なことがあっては保険も入らなんといったような時代で、非常にあちこちの子供におけますところの環境というのは、決して3歳、4歳、5歳の子供たちに責任のあるものではございません。むしろ、我々の発想そのものに、えらい時代の背景の流れの中からこうなってしまったのかどうか分かりませんが、もう少し大人たちが柔軟な姿勢を示すような、子供たち、実はこの間、御出身の表佐のホタル祭りにちょっと顔を出させていただきました。あの暗闇の中で子供のはしゃいでおるのを目の当たりにしましたけれど、これが子供たちの原点かなあというのをまざまざと思いました。昔の私と一緒にだなどということの実感でございます。

そうした中で、現在、行政の中でもやりますけれども、大いに地域の皆様方、いろんなところでサツマイモ植えとか田植等々、府中でもやっていただいておりますけれども、大いにその辺を大人たちが環境を整えながらやっていただくと、子供たちはすくすくと育ってまいるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。これからも、町民を挙げて未来のある子供たちにいろんな場の提供をする必要があるんじゃないかなと、いろんな経験をすることで大人になったときに耐え得る力を養うことにもつながると思っておりますので、そういったことで回答にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） ありがとうございます。くしくも、当地区のホタル観賞会のほうにお越しいただいた、その折に子供たちの姿も見ていただいた感想、素直な感想だったというふうに思います。

今後とも、垂井町、まちづくり、地域を挙げて頑張っている。そんな思いで私たち議員も頑張らせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞ御支援いただきま

すことをお願いいたします。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

質問の件名といたしましては、すべての子ども達の成長へと繋がる可能性を引き出す環境作りについてであります。「児童発達支援事業所をより身近な存在に」とサブタイトルを設けさせていただきました。

さて、現在垂井町では、いわゆるインクルーシブ保育を既に取り入れています。幼い頃から障がいがあるないに関わらず、ごく自然に誰もが人格や個性を尊重し、支え合う保育が取り組まれています。それは子供たちの純粋な心の成長と保護者の方の深い御理解、そして、現場の先生方が日々子供たちを温かく見守り、1日を安心・安全に楽しく過ごそうと御尽力があって成り立っています。

誰1人取り残すことのない垂井町と考えたとき、今回は全ての子供たちの成長へとつなげるために、その可能性を引き出す環境づくりについて、町内こども園と町内児童発達支援事業所「いずみの園」を例に挙げ、お尋ねをしてみたいです。

垂井町におきましては、現在、旧綾戸保育園舎を活用し、未就学児を対象に、いずみの園が児童発達支援事業所として位置づけられております。いずみの園は、これまでに旧東保育園舎、旧北保育園舎、現在の東こども園ですね、旧合原幼稚園舎、そして先ほど申し上げました旧綾戸保育園舎、現在ですね、と何度も場所を移動しながら展開されてまいりました。以来、場所を移すごとに、その果たすべき機能の充実を図っていただき、子供たちの可能性を引き出し、成長につなげるための一翼を担う非常に重要な施設として認識されてまいりました。

その利用に当たっては、様々な場面を通じてが利用のきっかけとなります。保護者の方からの御相談はもちろんのこと、乳幼児健診の際や子育て支援センターの利用を通じて、あるいはこども園生活の中での気づきがあり、お声がけに至ると様々であります。取り残すことのないよう利用のきっかけづくりとなる早期のお声がけは増加傾向にありながら、その全てを適切なタイミングでスムーズな利用につなげられていないのが現状。

ここで少し御利用に当たって、こども園通園時における大まかな1日の流れの一例を御紹介させていただきます。

先日、園長先生からもお話をお聞かせいただいております。

朝8時半、こども園に登園します。午前中はこども園で生活をします。

午後1時15分、保護者がこども園に子供をお迎えに行き、1時30分、いずみの園に登園をします。かばんのお片づけなど一連の作業も療育の一環として取り組み、遊具を使った運動や、時には音楽を取り入れたりと様々な療育がなされています。現場の先生方には生きていく力を育むことを目標として、日々丁寧な支援に当たっていただいております。

時間は約1時間15分、療育の支援を受けます。時間帯におきましてはこの限りではありません。8時45分から16時30分までの間で、あらかじめ決められた時間帯に、なるべく御希望に沿う形でのサービス展開であります。割と幅を持たせた設定となっておりますが、利用には保護者による送迎が必要であります。最近に至っては、面談を強化され、より効果的な支援におつなぎしようと先生方も日々研究されていらっしゃると思います。そして、どの保護者の方も子供が成長しようとする機会を逃してはならないと考えていらっしゃると思います。

一方では、子供のためなら仕事も抜ける休むも当然とお考えがあるかもしれません。しかし、仕事内容に特別性があり、約1時間の利用時間に仕事を抜け出せない、休めない、また自宅から遠くて分かりづらい、独立した施設で抵抗を感じる、うちの子にはまだ早いかなど、様々な理由でお声かけの数に必ずしも比例しているというわけではない現状があります。

ここ数年の社会情勢の急激な変化やサービス提供者側の利便性向上における対応力の差などによって、子供はもちろんのこと、保護者の方に対しても適切な支援の機会を逃してしまうことは何としても避けるべきだと考えます。そこで、子供たちの成長へとつながる可能性を引き出すには身近で早期によりよい支援が受けられる環境づくりが重要と考え、児童発達支援事業所をこども園舎内で展開してはと御提案申し上げます。これまで利用された、利用しなかったが逃してしまった、これから利用してみたいと思っいらっしゃる保護者の方々からも、我が子が通った、通うこども園内で、こうした機能を持たせてほしいとお声を私に寄せていただきました。子供を通じて保護者としても成長できる、こうした機会を、ぜひ日頃通り慣れた園舎内でと考えます。

早期の気づきが重要となってくる子供への支援、大規模園を拠点とし、日にちや曜日等で振り分け利用設定することで全ての園で対応、気持ちの切替えが難しかったり場面の受入れに時間がかかったりしていたことが、日頃から通い慣れた場所で安心して支援を受けられます。保護者の方も就労状況に左右されることなく、自宅により近い場所で通わすことができます。療育に当たられた先生のみならず、担任の先生方やほかの先生方が園舎内でその様子を知ることでもでき、情報共有することで毎日の園生活がより充実したものとなります。

情報が早く確実に伝わることによって、お迎えの際などでも保護者の方とより確かな連携が図れます。厚生労働省も障害児通所支援の枠内で考えるだけでなく、一般施策として子育て支援も当然のことながら視野に入れる必要があると提唱されています。とはいえ児童発達支援サービスに関わる課題、児童福祉法等法的なハードルも合わせて考えていかなければなりません。

スペースの確保や器具を使用する場合のことも想定していかなくてはなりません。こうした諸課題を解決しながら一歩ずつ取組を進めている先進自治体が近隣にもあると聞き及んでおります。これまでも1つの園舎内ではありますが、保育園舎でサービス提供されてきた経過があります。この取組は教育へスムーズにつなげるためにも有効と考えます。言わば将来にわたるライフステージに沿った切れ目のない支援につながるでしょう。

児童発達支援事業所をより身近に感じていただき、より一層の成長の場とするため、こども園舎内ワンストップサービスとも言える育ちの場における支援環境づくりについて、どのようにお考えであるのか、お尋ねをいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 木村議員の御質問に答弁させていただきます。

児童発達支援事業所は、児童福祉法に定められる施設であり県の指定を受けた施設ですので、その人員や施設、設備等の基準は国の省令や県の条例に定められています。例えば、人員の基準では施設長を置くこと、また一定の経験があり、県の研修を受けた児童発達支援管理責任者を1人以上は専任で置くこと、また2人以上の保育士や指導員を置くこととされています。設備につきましても専ら児童発達支援のために使用する訓練室や機械器具等を備えなければならないとされています。そのため、各園でいずみの園と同様の法に定める事業所として設置するのは難しいと感じています。

そこで、事業所として法に基づくものではない支援についてということになりますが、現在のこども園における支援の取組を御紹介させていただきます。

子供の成長につなげるために月1回、私立も含めた町内の7園にいずみの園の職員が訪問し、全ての園児を対象に、支援方法や関わり方を園の職員と一緒に考える機会を設けています。その後も園訪問をして成長の見届けをするとともに、各園に設置している特別支援コーディネーターや保健センター保健師、いずみの園の職員で子供の様子を情報共有しております。

このような各部署の密な連携による取組が数年前から構築され、いずみの園に通っていない園児も各園において支援を受けることができるようになっていきます。

また、町教育委員会の特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザーに園訪問をしてもらい、子供の捉え方、発達を捉えた支援方法などの支援、指導、助言をもらっております。

さらに、いずみの園では臨床心理士、理学療法士や西濃圏域発達障害支援センターの先生など外部の専門家からも指導、助言をいただき療育に当たっております。外部専門家の指導日には園児の担当保育士や園長、副園長なども一緒にいずみの園で指導を受けています。

また、毎年二、三人ではありますが、年間37日間ほどの日程で大垣女子短期大学の認定療育士のプログラム研修に保育士が参加し、発達に関する理解と、その支援方法や療育実務研修などを受けてスキルアップをしているところでございます。

一方、児童発達支援事業所であるいずみの園で実施するメリットとしては、子供の発達に合った遊具や、こども園にはない大型の器具、教具を使用して子供の成長を促すことができること、保護者も療育に参加して子供の様子を傍らで見守ることで成長につながっていることを実感できること、子供の行動から読み取れる要因などを理学療法士から直接聞き、今後の関わり方や家で実践できることを指導いただけること、特に集中することが難しいお子さんにとっては、周りに友達がいない静かな環境の中で集中して活動に取り組むことができることなどが上げられます。

就労状況などによって通所が困難な保護者の方があるということは承知しておりますが、いずみの園は、そのような保護者の方に対しても通所の回数を調整したり、電話相談や面談により保護者の方の悩みを聞き、次へのステップとなる支援方法を提案したりするなど保護者の支援にも取り組んでいるところでございます。

各園にいずみの園と同様の支援環境を構築することは、施設や設備状況などからも困難と考えています。しかしながら、各園において一人一人の発達特性に応じた指導に一層取り組み、議員がおっしゃるように、子供たちの成長につながる可能性を引き出すため支援体制を充実させていきたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。

吉野課長さん、御答弁ありがとうございました。

現状は、難しいよ、できないよというようなお答えだったかなあとって大分残念に思っています。予算書を見ましたら、予算においても独立して予算が組んであるわけじゃないですよ。児童福祉のところで組んであって、1個を包括してというか組んであるなあなんていうことは思っていたんです。

先ほど御答弁のように県の指定を受けていたり、その基準は私も重々承知しています。少し、やっぱりその辺りもよくよくデメリットとかメリットとかも分かっているんですけども、確認させていただきたいのが、様々な専門家の方からとか御助言をもらっているよというような御答弁もありました。その気づきがやっぱり家庭においても共有されんといかんと思うんです。例えば、お認めのあたりとか御認識のある御家庭というのは、本当に早期にその可能性を伸ばす御努力って本当にされていますね。だけれども、本当にその機会というのを内部の先生だけであったり、その指導者であったりだけが共有しているだけでは、やっぱりスムーズな教育ってつなげていけないんですよ。やっぱり保護者さんたちに、いかにこれだけいい支援をしていますよということを気がついて、現場ではお子さんを成長させるのにどうしたらいいかなって気がついて、こうやってどうそれを保護者さんにお伝えしていくかということが日常日頃通い慣れた園舎であるといいなというのを再度御提言申し上げたいと思います。やっぱり御理解を得ていく機会というのを独立施設でやっていくというのも確かにそうかも分からないですけど、やっぱり機会を増やしていったって自然な日常の流れの中で、特別性がない中でやってい

けるというところが本当に最初の取っかかりとして大事なんじゃないかなと思っています。

その辺りのお考えを、もう一度お聞かせいただきたいなと思います。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 今、再質問にございました保護者の方に対する情報共有、支援ということになりますが、先ほども申し上げましたとおり、いずみの園の職員、各園を訪問して園の職員と情報共有する中で、園の職員もお子さんについての支援方法を理解し、それを保護者の方に伝えるということを取り組んでおります。ですので、直接いずみの園の職員が保護者の方にお話しするということが、なかなか機会がないかもしれませんが、園の職員から保護者の方にお話しするということが取り組んでおりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。様々な場面を捉えて、お伝えの御努力もされているということは承知いたしました。

先ほど機械器具的にちょっと問題があるよという、課題があるよということをお聞かせいただいて、確かにそれも承知しています。ただ、やっぱり先ほど私御提言申し上げましたように、拠点として大きなところを構えてというところで、移動して支援ができないかというのを、じゃあどうして近隣市町のところができているのかなあというのがあって、そこら辺も御研究いただいたかと思うんです。そういった部分を少しまねっこしてみたりとかしてというのを徐々に、段階的に取り入れていただけたらありがたいなと思いますが、その部分はどうお考えでしょうか。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 議員のおっしゃるように、近隣では園の中にプレイルームというのを置いて、そこで療育の支援を実施されているところもございます。そちらはプレイルームとして、いずみの園のような事業所としてではなく園の中の活動として療育をされているということでございます。先ほど申し上げましたように、事業所として園の中で活動をするということはなかなかハードルが高いと思っておりますが、近隣の先進事例にもございますようなプレイルームでの活動というのは、今も垂井町内のこども園においてプレイルームとしてではなく常日頃から療育活動として行っておりますので、今の状況が近隣の議員のおっしゃるような先進事例に劣るというふうには思っておりませんが、今後もいろいろな支援の方法について検討していきたいと思っております。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。決して劣っているとか、そういった御指摘をしている認識はありませんので、本当によくお取組いただいているなというのを感謝しています。それは、やはりしっかりとした児童発達支援事業所としてできないかなって、素晴らしいスキルでやっていただいていると思うからこそ、そういった部分を各園での御展開というのを

御要望させていただきたいと思ひまして、これに関しましてはちょっと終わりたいと思ひます。

それで、先ほどちょっと気になった御答弁がありまして、町長から御答弁いただけていないんですけれども、同僚議員の質問の中で、子供が成長していく中でいろんな場の提供をしていきたいよと、成長していくのに、そういったいろんな場の提供ということをお考えいただけています。これにつきましては、町長さんからもそういった場の提供に関してお考えを述べていただけるとありがたいなと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 今日の質問の件名にありますとおり、成長へと繋がる可能性を引き出す環境作りということでございますが、当然ながら分け隔てすることなく、地域の活動においては、もちろん先ほど申しましたお祭りにしましても、全員の地区内の住民の方々に御案内をしながらそういった活動をしていらっしゃいます。そして、また垂井町におきましてもそれぞれの園での取組、それから事業所としての取組、例えば大変残念でございますけれども、コロナ禍において中止、延期になった部分もでございますけれども、毎年この時期になりますと夏祭りだったと思ひますけれども、私も子供たちが風船か何かいろんなことで遊んだり、ゲームをやったりということで、そういったことはこれからも継続してまいりますし、場合によっては地区の御案内等々にもどんどん参加していただくことも、これは一つの子供たちの場の提供につながるんじゃないかなと、そんなふうにお願ひしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 町長、御答弁ありがとうございます。

求めていたのはちょっと違ったので、大変通告は町長さん宛てにさせていただいておりますので、またきちとした御答弁、どこかの機会に頂戴したいと思ひますが、いずれにせよ、私はこうした取組というのは垂井町が抱えております公共施設アクションプランがありましたね、ああいったことにやっぱりつながっていくと思うんですね。

これのみならず子供の成長を通じて垂井町もしっかりとそういった取組をしていくよと。以前は空き施設を活用して、もう何が何でも独立した施設でやっていくのがいいと私も思っていたんです。だけれども、やっぱりこれからの公共施設の在り方とか、それこそ人口減少とか全ての諸課題を考えたときに、やっぱりこの子供の成長、子供にいろんな負担をさせちゃいけないなと思ひて、子供の成長の機会というのをやっぱりそこに視点を置きたいなと思ひたんです。やっぱりこれだけ大きな今のいずみの園も大きな建物ですし、老朽化ということもあって、将来的に維持していくことというのが大変で、また、いわゆる移転なんていうことになったとき、本当にまた利用されるお母さん方の御負担とか、せつかく場所を覚えたのにな、なじんだのになというときに過去変わってきた経過があったじゃないですか、そういったのも避けていきたいなと思ひて、その部分でもしっかりと、この事業の先を見据えた取組をしていただけてほしいなと思ひたので、この機会を通じてそういったこともちょっと御提言申し上げたいと思ひますが、それにつきましてお答えていただけたらと思ひます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 議員がおっしゃったとおり、公共施設におけます環境も随分と、議員さんも当初はそんなことは思っていなかったけれども背景が変わってきた、私も同じ考えでございます。しかしながら、通う子供たちに大人たちだけの言い分だけで負荷がかかるようなことはぜひとも避けなければなりません。ここ旧綾戸保育園に移転したのも数か所変わったという経緯もございますけれども、それはこれまでの人口減少の社会を迎える中で幾つかの課題等々を整理した結果、今のところに至ったということでございますし、あそこでしばらく稼働するといったようなことから、環境の整備、それからハード的な整備もさせていただいたことも事実でございます。

これからも分かりにくい、確かに少し入っているから分かりにくいといったこともあるかも分かりませんが、決して不便なところでもございませぬし、いずれにいたしましても子供たちにしわ寄せの行かないことを講ずるのが私たちの使命でございますし、各7園に私立保育所も含めていずみの園の職員が訪問するなど、こういった部分がリカバリーしていく、バックアップ体制の垂井町におけますところの今現在の体制のやり方でございます。

公共施設がバックアップにあるからこそ、こういった構築をさせていただいておりますので、一つのところで周りを巻き込んで、職員がむしろ動いてそれをリカバリーしていくという発想の下でございますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

公共施設の面から考えたら同じ考えだって、初めて今回の一般質問でちょっと共有するところができて、ありがたいなと思っております。

やはりしばらく稼働させていきたいなという思いは重々承知いたしました。しばらくというのがいつなのかなというのはちょっと不安に思いながら、いずれにしましても保護者も子供たちも当然、子供たちは当たり前ですけど、含めてよりよい支援の環境づくりというのを日々やっぱり一緒に考えていけたらいいなと思っております。

本当に、また私、いずみの親さんたちとちょっと懇談する機会を今度設けるんですけども、そういったお声も随時届けていきたいなと思っておりますし、ぜひぜひ心にも寄り添っていただけたらありがたいなと思ひまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長から登壇許可をいただきました。早速、一般質問に入りたいと思ひます。

今回のテーマは、不断の行政改革・改善についてでございます。とりわけ過去に何回も議員さんが質問もされておりました、まちづくり基本条例に関わりますことと、それについての組

織機構改革がまず1点、それからけやきの家に関する新規サービスについてのこの2点を御質問させていただきたいと思います。

まず最初のまちづくり基本条例でございます。

平成23年4月1日に施行されてから本年度は10年目となる節目でございます。この条例第28条には、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証して、町長は、その結果を踏まえて必要な手続の下に見直しができるという規定がございます。

前回の5年経過時には本条例の改正は行われていませんが、今回は、コロナ禍真っ最中でありながらも最近の町内罹患率ですね、県下でも上位に位置する現況でございます。これら、こういった環境の中でございまして基本条例の重要性に鑑みまして、現状と将来展望を踏まえ、見直しが必要であるか否かを判断する手続に早々に着手されているかもしれませんが、されていかれるべきだと思います。

まず第1点、それに関していかが取組でしょうか。

それと、私なりの着目ポイントでございますけれども、垂井町には今7地区ございまして単位自治会が設置されております。各地区ごとに、その単位自治会の中から互選されまして連合自治会長が選出されております。また、7名の連合自治会から組織されました垂井町連合自治会連絡協議会が設置されているところでございます。この組織活動の位置づけが、まちづくり基本条例からすっぽりと抜けている状況です。

一方で、しっかりと地区まちづくり協議会の中核をなしておられる、まちづくり諸活動に取り組みされている現状を、どのようにこの基本条例の中に絡ませていくのか。地域住民が参画し、自治会活動として展開して地域コミュニティーの基盤をなし、発展・充実を推進している現状からして、いかがなものかと思う次第でございます。

また、見直しに当たっては、まちづくり基本条例第19条に定める意見の聴取についての定めもでございます。代表選抜による審議会も当然でございますけれども、その審議会のみにとらわれるのではなくて、垂井町住民意見聴取に関する実施要綱というのも定めてあって、それにのっとりまして広く住民からのアンケート等、アンケートのほか説明会、ホームページ、団体からの意見聴取といろいろあるんですけれども方法・手法は、その手法を講じられて進められるべきでございます。いかがお考えでしょうか。

次のポイントとして、行政側の組織機構についてでございます。

これほど重要となるまちづくり基本条例に基づく広範な事務事業執行体制が一本化されておられません。強力な指導助言、育成の大本として、また地域まちづくりセンターに配置されている職員の統制、企画調整課内、課の関係部署、生涯学習課所管の事務事業、併せて地域福祉の展開なども含め再編・再配置し、（仮称）まちづくり推進課なるものを設置し、最高規範としての位置づけと、自助・公助・共助、とりわけ協議会活動は自助・共助を育む母体でございまして、さらなる醸成を促し、まちづくり基本条例に沿った行政運営を展開していかれるべきと

と思いますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

次に、垂井町福祉事業所「けやきの家」に関してでございます。単刀直入に申しますと、新たなサービスを実施していただきたく提言をするものでございます。

けやきの家は、垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者により、現在は社会福祉協議会でございますけれども、それによって運営されております。この事業所で福祉サービスを受けようとする場合、サービス利用者自らが徒歩またはタクシー等で行くか、もしくは保護者による送迎しか方法はございませんが、けやきの家事業所側で送迎サービスを新たに導入することについてをお尋ねするものでございます。

障がいをお持ちの方の徒歩による通所時の諸リスク、また保護者の高齢化、病気リスク、家庭内での諸理由、親亡き後の諸状況、所生さんを取り巻くいろいろな環境は、よくはならないのが実情でございます。本年4月から健康福祉課障がい福祉係が新設されるほどに力を入れられている町政、指定管理者、管理相手方の社協と協調されまして、利用者側のこの切実な願いをぜひともかなえていただきたく期待をしております。いかが取り組まれますか、御答弁よろしくお願いをいたします。

以上についての一般質問をさせていただきます。よろしく御答弁をいただきますようお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 若山議員の不断の行政改革・改善についてのうち、第1点目のまちづくり基本条例の改正並びに組織機構改革について、私のほうからお答えをさせていただきます。

御案内のとおり垂井町まちづくり基本条例につきましては、住民参加によります条例策定委員会を設置いたし、約1年半にわたりまして検討を重ね、平成22年3月に条例の制定、翌年の平成23年4月1日から施行をいたしました。本年で施行後10年を迎えたことと相なります。

この10年を振り返りますと条例施行後もまちづくり基本条例とは何かと、この条例ができて何が変わるかなど住民の皆様方からも幾多の御質問をいただくこともございました。改めて本条例の趣旨を御理解いただきながら、協働のまちづくりを進めていくことの大変難しさを実感しているところでもございます。

一方で、地区まちづくり協議会や自治会、また各種の団体活動を通じまして住民と行政とが一体となってまちづくりを進められたことは大変ありがたく、喜ばしいことと感じておる次第でございます。

さて、まちづくり基本条例の第28条第1項には、町長は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるか否かを検証しますと条例の見直しについての規定がございます。平成28年1月には条例施行後5年を迎えまして、本規定に基づき条例の検証を行いました。審議会からは、まちづくり基本条例について住民・議会・行政への浸透を図ることなど6つの提言がございましたが、各条項

につきましては、社会情勢は変化しているものの、垂井町のまちづくりにとってふさわしいものであるとの答申を受けたことを考慮いたしまして条例の見直しは行いませんでした。今年度5年の節目を迎える年に当たりまして、2回目の検証に向けた事務手続を現在進めているところでございます。

条例の見直し、検証につきましては、コロナ禍での事業の取組となりますことから感染症の状況を十分に踏まえながら慎重に進めてまいりますが、事務手続につきましては議員仰せのとおり、基本条例の重要性を踏まえ、議員からのお示しにもございました住民意見聴取に関する実施要綱に基づきまして、住民・議会・行政それぞれの視点からの意見の聴取を行い、各条項が社会情勢に適合し、垂井町のまちづくりにとってふさわしいものであるか否かをしっかりと検証してまいりたいと、そのように考えておりますので御理解いただきたいと思います。

また、あわせまして今年度、条例施行10周年を迎えるに当たりまして記念事業につきましても実施に向けて現在準備を進めているところでございます。なお、記念事業につきましては、10年前に条例施行を記念して垂井町文化会館で行いましたまちづくりフェスタの中で、当時の小・中学生の児童・生徒によりまして「10年後の垂井町へ」と題しまして「わたしたちからのメッセージ」をタイムカプセルに収めさせていただきました。現在、そのタイムカプセルにつきましては、住民の皆さんの目が届くように庁舎の1階のコミュニティコーナーの展示スペースに保管をさせていただいております。10年目を迎える本年、その開封を10周年記念事業の一つのセレモニーとして計画をしているところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、まちづくり基本条例の中での自治会の位置づけについてでございます。

自治会の位置づけにつきましては、特段条例の中には規定はされておりませんが、本条例の第22条のコミュニティの形成におきまして、住民は、自治会等団体への参加を通じた良好なコミュニティ形成に努めると。また、垂井町地区まちづくり協議会に関する規則第5条の組織と運営においては、地区協議会は、地区内全ての自治会と各種団体などで組織すると規定されております。

また、本年の4月、連合自治会連絡協議会が自治会ガイドブックを発行されましたが、その中におきましても、地区連合自治会は、まちづくり協議会において核となる組織であり、地区連合自治会とまちづくり協議会は、地域課題に向けたまちづくりの参加と協力の関係で良好なコミュニティを形成しますと書かれております。

このように、地区連合自治会は地区まちづくり協議会の核となり御活躍をいただいております。今後ともまちづくり基本条例の基本原則、協働のまちづくりを推進していくためにも議会・行政と共に引き続き御尽力をいただきますとともに、まちづくり協議会が行う事業への積極的な参加をお願いしたいと、そのように考えております。

次に、組織機構改革についてでございます。

本年の4月、企画調整課に行政改革・デジタル推進室を、また建設課に都市計画推進室を課

内室として、また健康福祉課におきましては、これまでの社会福祉係を二分し、障がい福祉係を新たに設置したところでございます。

今回の機構の見直しにつきましては、新たな行政需要、そして、また新たな行政課題に的確に対応していくために、また、よりスピード感を持って政策を進めていくため実施したものでございます。今後とも必要に応じまして柔軟な組織改編と併せて職員定数配分の見直しも行ってまいりたいと、そのように考えております。

なお、企画調整課、生涯学習課を一体化し、新たにまちづくり推進室を新設する御提案についてでございますけれども、該当いたします2つの課につきましては、まちづくり協議会との連携に関する事務など相重なる部分があるとの認識を持っておりますが、2つの課がそれぞれ所管する現行の事務事業、また将来行っていくべき事務事業の双方をしっかりと見据え、一体化につきましては十分に検証・検討してまいりたいと、そのように考えております。

今後とも継続して円滑な行政運営が行っていきますように、不断の行政改革・改善に取り組んでまいりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 若山議員の御質問のうち、2点目のけやきの家の新規サービスにつきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

垂井町福祉事業所「けやきの家」につきましては、事業所を管理する指定管理者、垂井町社会福祉協議会が生活介護に関する事業及び就労継続支援B型に関する事業を実施しているところです。生活介護に関する事業といたしましては、障がい者の方への居場所の提供とともに、特に生産活動や創作的活動の機会を効果的に提供しております。

また、就労継続支援B型事業につきましては、就労の機会を提供するとともに、プラスチック製品の組立てや、かっぱやエプロンの折り畳みといった軽作業に取り組み、生産活動などの機会を通じて、その知識及び能力の向上のための訓練などを効果的に行っております。

利用者の方は、徒歩や自転車、または御家族の送迎で通所されておられ、徒歩や自転車で通所される方の中には御自身の健康維持、生活のリズムや1日のルーチンを維持するための大事な日課としている方もお見えになります。

さて、けやきの家の送迎サービスについてでございますが、町といたしましても、御家族の高齢化はもとより障がい者自身の高齢化により今後ますますニーズが高まると推測しており、大きな問題として認識しているところでございます。ここで、ある資料によりますと、就労継続支援B型事業所において送迎サービスを実施しているのは全事業所のうち82.9%、8割を超える事業所で送迎サービスを実施していることが報告されております。

また、送迎サービスを実施する理由には、郊外にある施設ということで、地域性の問題のほかに自力で通所が困難であるとともに、送迎できる家族がいないためといった理由もございました。

また、送迎サービスを実施している事業所の82.4%、何と8割を超える事業所が送迎車両の維持費や燃料費などの諸経費が送迎加算を上回り、さらに人件費を含めると自己資金からの補填を余儀なくされ、ただでさえ人手不足の中、事業所の運営に対して多大な影響を及ぼし、厳しい運営を強いられているのが現状であるといった報告もされております。

これらの実態を鑑み、送迎サービスは自力で事業所に通うことが困難な障がいのある人にとって合理的配慮としての送迎支援は欠かすことのできない支援であると認識しつつも、送迎サービスの実施につきましても、財源、人的配置、また操業方法、利用者数などなどクリアすべき課題が多々あることも分かってまいりました。

これら実態と課題を踏まえるとともに、今後のけやきの家の健全な運営、そして無理のない事業展開を考慮しつつ、送迎支援サービスの実施につきましても、指定管理者であります町社会福祉協議会と十分協議いたしまして早期実現に向けて検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

まちづくり基本条例に基づきますまちづくり協議会活動ですね、これは10年というやっばり歴史継続がございまして、着実な成果も間違いなく出てきているというふうには認識しておりますけれども、その方法・手法やら目的遂行ですね、ここら辺がややもすると、どうですか、今様で言うならば、どんどんと事業を実施しても参加者が少なくなっているとか、単位自治会の組織人数がいろいろ大小ございまして、そこから選出される人たちですね、これがいわゆるサイクル的に非常に短期間で回ってくるとか、いろんな問題も抱えられているのも実態でございまして。

そういった諸問題と申しますか諸課題ですね、これらをそれぞれ各地区、歴史・文化、それから風土、こういったものがそれぞれお持ちで、それぞれの方法・手法があるかとは思いますが、いずれにいたしましても自治会の、なぜ自治会を組織するのかというか、いわゆる町の行政遂行に当たっても基本中の基本なんですね、住民組織というのは。それらをいろんな条例規則等に入れ込むというパターンで、自治会の基本的な定め、目的、こういったものがないように思っておるんですね。だからして、しっかりと最高規範であるまちづくり条例の中にそういった目的も含めたことを定めるべきではないかなというふうな。町長の御答弁をいただきましたけれどもいまだに釈然としない部分がございます。できますならば、そこら辺、もう一步踏み込んでお答えいただけたらなあというふうにも思います。

それと、そもそもまちづくり協議会が各地区それぞれのコミュニティー活動として必要だということの中には、以前はいろんなことを決めるに当たっては審議会方式ですね、これがほとんどだったんですね。じゃなくて、もっと広く広く住民の意見を取り入れながらという部分ですね、こういったいわゆる垂井町住民意見徴収に関する実施要綱、ここの重みというものも行政執行に当たって再認識していただきたいなど。ここら辺は行政が直接やるのではなしに、ま

ちづくり協議会も実質的に運営できるような、そういった手法で広く住民の意見を聴取していくと。それを吸い上げながら行政はそれに基づいて行政執行に生かしていくと、そういうプロセスも重要ではないかなというふうにも思います。

いずれにいたしましても、この共助ですね、それから自助の醸成を促す、この共助というのが非常に大切だと思っております。そこら辺の醸成の仕方ですね、これはちょっと言葉は悪いんですけども、旧公民館事業の延長線上でもって各まちづくり協議会の事業が展開されている部分もございます。例えば一例を言いますと、運動会やら何かも参加人数がどんどん減ってきていると。私思うに、共助とは何やと言うたときに、顔見知り、あるいは絆づくりが常日頃からできておれば、一朝有事の際にも憂いなく活動展開できるし助け合いができてくると、そのための事業という、いわゆる生涯学習事業ですね、これらにあるのではないかなというふうに思っております。ぜひそちら方面もしっかりと取り組んでいただきたいですし、よろしく御願いいたしますけれども、再度そこら辺についての再確認でございますけれども、よろしく御答弁をいただけたらと思います。

それと、けやきの家ですけども、当然に費用対効果も勘案しなければなりませんし、まずまず保護者の方々がどんどん高齢化されております。当然、費用対効果でもってどうしても二の足を踏んでしまうというようなことになりがちなんですけれども、常にサービスというのは磨きに磨きをかけて、それが住民の安心・安全につながって、強いては垂井町の住んでみてよかったなというようなまちづくりにつながっていくのではないかなと。これはどんな事業についてもそうですね、敷かれた線路の上を走っておるだけやなしに、どんどんその事業を磨きかけるということが必要ではないかなというふうに思います。

再度、そこら辺のお取組について、方向性、よろしく御願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） まず1点目の自治会関連の御質問の件でございますが、条例の見直しに当たりましては、先ほどお答えの中にアンケートという言葉は登場させませんでしたので非常に分かりにくかったかも分かりませんが、見直しに当たりましては一度、実施要綱に基づいて意見を聞いてまいりたいと。どういうふうな10年の節目で皆さんどういう感想を持っていらっしゃるかということを一踏まえたいと思っておりますので、よろしく御願いしたいと思えます。それをもって見直しの必要性をどうするかということは、審議会の中でももんでいただこうかなと思っておりますので、よろしく御願いしたいと思えます。

それからあと自治会との地域との関わりでございますが、今年の連絡協議会の総会を文化会館でやりましたけれども、そこで、よくぞあの3月の総会のときに間に合わせていただいたなと思うぐらい自治会ガイドブックを作ってくださいました。これはたしか2か年ほど、ちょうどコロナの始まる前には他市町に自ら7人の代表者の方々が勉強に行かれまして、いろいろすったもんだで最終的に取りまとめをされたんですが、どういうふうに自治会の総会をやるのか云々、あるところはきちっと事業計画、それから予算の審議等々書類を作ってやっていらっし

やる自治会もあれば、口頭だけで終わっておるところとかいろいろあるそうでございます。したがって、一つの指針の参考にしてもらえればということからこれを作っていただきました。一度手に入るようでしたら議員の皆さんもお目通しをいただきたいと思いますが、その中でもページに出てきますけれども共助と、先ほど議員さんも共助の大切性を力説していただきましたけれども、この中にも、もう早速「自治会とは」といった、2ページの目次の次のところの2つ目段落の「共助の重要性」というのは、これがまさしく登場してきておるんです。これはすばらしいことでございますし、3ページ目の3つ目の黒チョボでは「地域の絆」という言葉も登場されてみえます。これは行政自ら宣伝するまでもなく、皆様物すごい理解を深めておるといのが実感いたしておりまして、あとは、地域自ら自分たちにどうしていくかというやっぱり疑問の意識を持っていただくこと、そして加えて、町職員も自らでございますが、一緒になって汗をかいて今後の垂井町の在り方をどうしていくかというやつを、こういう組織体を使いながら親交を深めていきたいなど、そんなふうに思っております。

近々、少し宣伝になるかも分かりませんが、今年、6月定例会が終わった後に相川の水辺公園の清掃をいつも計画しておりましたけれども、コロナ禍で今回は中止をいたしました。しかしながら、町内におけます土木建設業界の団体の皆さんが今週の週末に河川の清掃をやるといったような情報が入りまして、それに共助も含めて町職員も自らボランティアの活動もやっぱりする時代かなということで、近々合同で、合同といいますか少し時間をずらしますけれども、我々もボランティアで参画したいなというふうに思っております。

そういったことも一つずつのきっかけも踏まえて、これから誰のためにやるのでもなく、垂井町に住んでおる者が、ここに生まれ育った人々にとってプラスになることをどんどんやっていくことは誰しもの共通の認識だと思っておりますので、これからアナウンス等々もしっかりしていきたいなというふうに思っておりますので、引き続きの御尽力、御理解をお願いしたいと思います。

それからけやきの家の送迎の件でございますが、これにつきましては、先ほど8割を超えるような事業所といった話もあります。しかしながら8割を超えるところの事業所において財源の過不足の部分で大変困っておることがございますが、現在、社会福祉協議会の指定管理につきましては費用負担が、行政からの負担が伴っておりません。したがって、そこらも多少かかっても、早期に前向きな検討を進めたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

時間も参りました。これで終わります。よろしく対応方お願いをいたしたいと思っております。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき質問を始めさせて

いただきます。

まず1点目、地域共生社会の実現に向けた取組についてお伺いいたします。

少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子供を養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、また、ごみ屋敷、虐待、孤独死など新たな課題が表面化してきています。こうした課題は、従来の介護、障がい、子育てなど制度・分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても、たらい回しにされた挙げ句、何も解決できないという事態が発生しているのではないのでしょうか。こうした状況を放置しては、いつまでたっても地域共生社会の実現も、全ての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとでなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされています。

平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年、令和2年をめどにして、市区町村による包括的支援体制を全国に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定されており、これを受け、さきの国会では、次の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設をされました。

1つ目は、包括的な相談支援です。

福祉の窓口は、高齢者、障がい者、子供といった分野別に分かれることが多いのですが、どんな相談でも最初の窓口で丸ごと受け止めます。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た親が息子のひきこもりのことも相談してきたら、そこで65歳以上の人しか支援できないと言って断ることなく受け止め、必要な支援につなぐ、相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など、ほかの分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える課題を解決していきます。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合は具体的な課題がすぐに見えないため、すぐに支援につなげないことが多々あります。そうした場合も伴走型で本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、課題を一つ一つ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことが期待されています。

2つ目は、地域につなぎ戻していくための参加支援です。

仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見いだせるような支援をします。例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労は難しいため、地域の就労支援施設で障がいのある方々と一緒に農作業をしたりするといった支援も想定されています。すなわち、本人のニーズと地域資源をうまく有効利用して社会のつながりを回復することが参加支援です。

そして、3つ目が地域づくりに向けた支援です。

子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やしていきます。

そのために地域づくりに関心を持つ住民やNPO、農業や観光など、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されます。

この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されており、これこそが断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業だと確信しています。

また、今回のコロナ禍にあって、改めて人とのつながりが重要だと再確認されています。まさに、この事業は人と人とのつながりを再構築する事業であり、今まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。

既にこれまで250を超える自治体でモデル事業が行われ、本年度からこの事業を実施する市町村に交付金を支給する新たな制度が本格的にスタートしました。本年度から始まった重層的支援体制整備事業について、本町としても積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、どう取り組むお考えか、お伺いいたします。

2点目といたしまして、ヤングケアラーの支援についてお伺いいたします。

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行う18歳未満の子供を指します。厚生労働省は、教育委員会を通じてヤングケアラーと呼ばれる子供たちを対象にした実態調査が行われ、このほど調査結果が発表されました。核家族化や高齢化、共働き、独り親家庭の増加といった家族構成の変化により、子供がケアの担い手にならざるを得ない状況が背景にあり、通学や仕事をしながら家族の介護や世話をするヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない過重負担によって心身が疲弊し、学業や進路に影響すると言われています。

ヤングケアラーは、同世代に悩みを共有できる人が少なく孤立しがちです。学校や地域が連携して早期に子供のSOSに気づく取組が必要ではないのでしょうか。

そこで、伺います。

本町におけるヤングケアラーの実態は、2つ目といたしまして、ヤングケアラーへの支援はどのようにされているのか、お伺いいたします。

以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の1つ目の御質問、地域共生社会の実現に向けた取組について、お答えをさせていただきます。

初めに、地域共生社会とは、制度・分野ごとに支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活動できる地域コミュニティーを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築し、子供、高齢者、障がい者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につく

り、高め合うことのできる社会でございます。その地域共生社会を実現するため、社会福祉法の改正により、新たな事業としまして重層的支援整備事業が創設されたところでございます。

その重層的支援体制整備事業につきましては、地域住民が抱える課題が複雑化、複合化している中で、その支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を進めるため、市町村における属性や分野を超えた取組を柔軟に行い、課題を抱える相談者などへの包括的な支援や地域福祉の推進が展開しやすい仕組みを目指すものでございます。

本町でも町民の方々から受ける相談は年々多様化、複雑化しております。課題の解決に向けては、相談される内容に応じて他の所管とも連携しながら対応に当たることも多く、個人だけではなく、その世帯や家族への対応が必要なケースも増えてきております。現在も関係課と情報共有を図りながら対応しているところでございますが、この事業を実施するに当たっては、それぞれの所管による一体的な実施体制の整備、検討が必要となってくると考えております。そのため、社会福祉協議会などの外部団体も含めまして関係機関とも十分に協議を行いながら、既存の相談支援事業を生かしつつ、町民の方々のニーズに対応できる包括的な支援体制の構築に向けて検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 中村議員の2点目の御質問、ヤングケアラーへの支援について答弁させていただきます。

厚生労働省は、これまでも全国の要保護児童対策協議会を対象にアンケート調査を実施していますが、令和2年度調査では、ヤングケアラーと思われる子供の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携して全国の中学校1,000校と全日制高校の350校を無作為に抽出し、在籍する中学2年生と高校2年生を対象にアンケート調査を実施しました。

この調査報告によると、「世話をしている家族がいる」と回答したのは中学2年生で5.7%、高校2年生では4.1%で、ほぼ毎日、家族や兄弟の世話や介護、家事をする必要があり、学校に行きたくても行けない、勉強する時間や自分の時間が取れないといった実態が明らかになっています。

また、そのうち中学2年生の67%、高校2年生の64%が家族の世話等について相談した経験はなく、主な理由として「誰かに相談するほどの悩みではない」「相談しても状況が変わると思えない」と回答しています。しかし、こうした子供のしんどさや負担感に早期に気づき、受け止め支援することは、周囲の大人や地域の役割であると考えます。

御質問の1点目、本町におけるヤングケアラーの実態につきまして要保護児童対策協議会を対象にした令和2年度アンケート調査には、当協議会が把握している子供を3名と回答しております。いずれも該当世帯の家庭問題の支援に関わる中で、子供が家事や兄弟の世話をしていることが判明したケースでございます。しかしながら、ヤングケアラーは家族内のこととなりますので、問題が表に出にくいことや、子供自身にも周囲の大人にもヤングケアラーとの問題

認識がないために踏み込んだ確認が難しいこともあり、実態の把握については課題が多くあるのが現状です。

次に、御質問の2点目、ヤングケアラーへの支援についてでございます。

要保護児童対策地域協議会として携わる児童虐待や非行といった児童家庭問題の背景には、子育ての悩みや不安、夫婦間や家族との関係、障がい、貧困など多岐にわたる要因があり、これらは子育て推進課だけでは把握ができず、対応できるものではありません。同様に、ヤングケアラーについても協議会を構成する庁内の関係課や小・中学校、こども園、民生委員、児童委員、西濃子ども相談センター、医師会、警察等と連携し、各御家庭の抱える問題に寄り添いながら適切な支援へつなげるように対応しているところでございます。

今後は、ヤングケアラーの概念の正しい理解と共通認識が必要であるため、会議や研修を活用し、啓発していきたいと考えます。小・中学校をはじめ関係機関とより一層連携を密にすることで、ヤングケアラーと思われる子供の早期把握と、その子供と家庭に応じた支援につなげてまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみです。

御答弁ありがとうございました。本当に御努力していただいているなというのを実感いたしました。

先ほど課長が申されましたように、最初の地域共生社会の実現に向けての取組についてですが、本当に課をまたいで関係各課の連携体制が、庁舎内の体制が何よりも重要であるということではありますが、それは今も行っているという答弁をいただきました。

そこで、先ほどモデル事業として250の自治体が現在モデル事業に参加されているというわけですが、この県内で、どこのところにあるかということが分かりましたらお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 今の再質問にお答えさせていただきます。

残念ながら今手持ちで、県内のどこの市町村が参加をされているのかということにつきましては、お答えできかねますので、そういったことも含めまして今後の事業展開に向けまして検討してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございました。

私自身が調べるべきだったのかもしれませんが、今回の事業、本当に地域支援とか、よく参加支援ということで、地域との連携体制が必要であります。今後、そのモデル事業に取り組んでいる自治体を参考にしながら、本町として適切な体制づくりに着手していただきたいということをお願いいたします。答弁はよろしいです。

次の2点目のヤングケアラーについてですが、先ほど課長が申されましたように本当に早期発見が必要だということで、ヤングケアラーの言葉の周知ですね、これを進めることは見えな

いことを見える目を養うとされておりますので、国としてもヤングケアラー支援に動き始めました。政府が示した主な支援策の中にも福祉、介護、医療、教育など関係機関や専門職らへの周知や研修を求めています。先ほども課長もそのようなお話がありましたが、当事者は誰にも相談できない状況というのと、あと本人、当事者自身は、その状況を普通というふうに思い込んでいる子も多いということでもありますので、本当に周りが気づいてあげるために、まずは本当に周知の徹底が必要だと思っておりますが、具体的にこういうことをやりたいということがあれば御答弁をお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 具体的な取組について再質問をいただきました。

特に学校教育に関わる内容につきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思いません。

子供たちが家庭の事情とはいえ、自分の時間が持てないとか、あるいは学習の時間ができないとか、睡眠が十分でないとかいう実態を聞きますと心が痛みます。何とか支援をしてやりたいという思いでおります。

学校は、子供一人一人の学習に関わる問題や、いじめをはじめとする生徒指導上の問題、あるいは心身の健康の保持増進の問題、そして家庭の問題に起因する様々な支障等々、問題を一刻も早く発見し、それらの状況を踏まえて、その子に応じた支援を、その子の自己実現のために手を打つ、そういう責務があると考えているところであります。

ヤングケアラーと思われる子供につきましては、これまで文部科学省より調査も来ておりません。先ほど子育て推進課長が申しましたように、アンケート調査を抽出で行ったものでございます。改めて私もヤングケアラーと思われる子供、これは法令上の定義もございませんので厚生労働省のホームページを見ました。そうしますと分かりやすい、こういう子供の姿がヤングケアラーだと思われるというような資料がありましたので、私は、子供たちが今困っている、あるいは支援を必要とする子供の中には、こういう子供たちがいるという可能性を持って子供たちの様子を見るべきだというふうに考えております。

また、校長会、教頭会、あるいは教育相談担当者会でこうした資料も見せながら、自分の目の前にいる子供たちの中に、こういうことで困難さを感じている子供がいるという前提で、きめ細かく実態を把握し、早期に手を打っていきたくて思っておりますし、子育て推進課長が言いましたように、庁内の組織はもとより外部の関係機関とも連携を取って対応してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

取り組むべきことはたくさんあると思いますが、本当に一人に寄り添った支援を行っていくことが必要だと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 安田功です。

まちづくりのテーマである都市基盤としての公共交通の今後と、地域間、または人と人との交流の拠点となる旧庁舎跡地の施設計画についてお尋ねします。

垂井町の公共交通といえば、その中心はJR東海道本線垂井駅でございます。また、それに接続する町営の巡回バスと民間のタクシーがこれを担っております。巡回バスは民間の路線バスが垂井町内の路線から撤退して以後、垂井町が住民の日常の足として事業化し、その後、車両台数を増やし、路線を広げ現在に至っております。また、昨今ではバス停や運行ダイヤも見直され、住民の期待は高まり、その役割はますます重要になっております。今後、この事業のさらなる拡充が望まれます。

そこで提案ですが、通勤・通学の足としても早朝・夜間の便を設けてはいかがでしょうか。また、土曜日・日曜日にも運行できないか御検討されてはいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響でタクシーの利用者が減っているそうです。ビジネス利用でそれが顕著なようですが、今後、人口減少の影響でタクシー会社の経営が悪化し、この地域での営業から撤退するようなことがないか心配です。地域の公共交通を担ってきたタクシーには、これからも変わらず営業を続けてほしいと願っています。

住民の日常の足を確保し、併せてタクシーの存続と営業支援を図る意味から、発着ともに垂井町内である場合に限り、誰もが定額のワンコイン、すなわち500円でタクシーを利用できる事業をぜひ始められてはいかがでしょうか。

旧庁舎の跡地に建設が計画されている施設について、お考えをお尋ねします。

住民の期待を集めるこの新しい施設は、既存の施設にはない新しい発想の下、現代的な機能を大いに盛り込むべきだと考えます。誰もが毎日利用したくなるような施設にするために、ぜひ必要な機能とスペースは、シェアキッチン、シェアダイニング、コワーキングスペースなどであると考えます。ぜひ実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 安田議員のまちづくりについての御質問のうち、1点目の都市基盤整備に係りますバス事業について及び、タクシーによる住民の移動手手段の確保についてお

答えさせていただきます。

現在、町が行います巡回バス事業につきましては、主に高齢者など移動に制約のある方を対象としており、地域公共交通の基軸であるJR東海道本線垂井駅を中心とした商業施設や医療機関へのアクセスの向上、また可能な限り交通空白地域を解消することを目的として、平成27年10月から現行の4路線で運行しております。

また、より一層の利用者の利便性を高めるため昨年度、住民ニーズを踏まえ、JR垂井駅での乗り継ぎの向上を目的にバスの時刻表の見直しを行い、併せてバス利用不便地区の解消やアクセスの向上を図るため、ルート変更、バス停の新設・移設を行ったところでございます。

議員提案の早朝・夜間の運行時間の延長や土曜日・日曜日の運行につきましては、利用者拡大、また利用者の利便性の向上につながるものと考えられますが、一方で費用負担の増加を避けられません。巡回バス事業につきましては、現行のまま限られた財源を有効活用し、事業目的や費用対効果を慎重に判断する中で、今後もさらなる利便性の向上に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、タクシーによる住民の移動手段の確保についてお答えさせていただきます。

地域公共交通としてのタクシーは、地域住民にとりまして重要な役割を果たしていただいていると認識するとともに、町が実施しております事業におきましても大変御協力をいただいているところでございます。その一つとして、健康福祉課の所管ではございますが、高齢者や障がい者の移動手段のため、1回500円で年最大24枚のタクシー乗車券を交付する助成事業を実施しております。今年度、高齢者につきましては、4月から対象年齢を85歳以上から80歳以上に引き下げ、利用の拡充を図ったところでございます。

また、子育て推進課の所管ではございますが、留守家庭児童教室を利用される児童の移動手段としてタクシーを活用するなど、町の事業を担っていただく中でタクシーの利用促進にもつながっているものと考えておるところでございます。

タクシーの需要は景気によって大きな影響があると言われており、町民の皆さんの移動手段の一つでございますタクシー事業の存続につきましては、今後も注視して動向を見守っていく必要があると考えておりますが、現在町が実施しております事業の継続、充実を図りながら、まずは移動に制約のある方の移動手段の確保を町の基本政策として引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 安田議員の2つ目の御質問、集いと交流、旧庁舎跡地の施設計画につきましてお答えさせていただきます。

旧庁舎跡地等の活用事業につきましては、庁舎の移転決定を契機に利活用の議論を本格的に始めました。平成30年度に多様な住民の皆さんの参加によりまして基本構想の策定を行い、活用の方針を定めました。令和元年度には活用に向けた調査・検討を行い、基本計画の取りまと

めを行いました。

また、昨年度には議会の庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会で議論を重ねていただきまして、新たな施設における行政機能や貸室機能及び事業手法などを検討し、基本計画の第2版として取りまとめを行ったところでございます。

新施設につきましては「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」を活用理念に、役場に代わる人が集まる場づくりが求められている中で、気軽に幅広い住民が利用できる場所づくりが大切であり、特に日常的利用の中心となります高齢者や子育て世代、子供たちにとって安全に利用できる場づくりが必要でございます。また、祭りやイベント時には様々な人が交流できる魅力のある環境であることも重要でございます。

このように町内の諸施設との機能連携を図りながら、日常、非日常ともに安全に多種多様な利用ができる場とすることによりまして、新たなにぎわいの拠点を創出するものでございます。

現在、施設の設計に向けまして基本計画の整理を行い、施設整備や維持管理・運営に係ります要求水準書につきまして、民間事業者と創意工夫により作成をしているところでございます。

議員御提案の施設の機能・スペースとしまして、シェアキッチン、シェアダイニング、コワーキングスペースを計画してはどうかでございますが、先ほど御説明させていただきました活用理念や活用方針に基づき、施設の空間を多目的で柔軟のある施設利用を計画し、にぎわいの創出を図りたいと考えていますので、要求水準書の案を作成した段階で特別委員会にお諮りしたいと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 8番 安田功君。

○8番（安田 功君） 御答弁ありがとうございました。

バスとタクシーですけれども、まちづくりにとってはどちらも欠かすことのできない重要な機能であると考えます。バスについては、今後もその機能を高めてブラッシュアップを続けていきたいと思っております。タクシーについては、今後垂井の駅前から車がなくなるようなことのないように、タクシーがいつもおっけておられるという安心感を保っていかなければならないと考えております。

今後、住民が安心してマイカーとさようならできるよう町に、ぜひしていかねばならないと考えますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 角田寛でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症との闘いは、昨年度以来長期にわたっておりまして、岐阜県におきましては今年度に入り、大型連休での新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため4月26日から県独自の非常事態宣言がなされ、その後、5月9日には感染防止対策の強化を図るため、まん延防止等重点措置が取られたところであります。

当初5月31日までのところが6月20日まで延長され、いまだ感染拡大が収まる気配が見られません。今後、感染の波が予想される中、新型コロナの感染防止を抑制する決め手となるのは、やはりワクチン接種であります。国ではワクチンの確保に全力を挙げて取り組んでおるところであります。6月末までにファイザー社で1億回分、モデルナ社で4,000万回分を確保したとしております。これによりまして7月末までに65歳以上の高齢者の接種ができるワクチンが十分確保されたとしており、5月初めから多くの自治体でのワクチン接種が始まったところあります。

また、国におきましては確保できるワクチンの量に現在のところ限りがあるため、接種順位を定めワクチンの接種を進めているところでもあります。接種順位第1としては医療従事者等、第2としては65歳以上の高齢者及び高齢者施設の従事者、第3に高齢者以外の基礎疾患を有する人、障がいを持たれた人や障がい者支援施設等の従事者などとなっております。

本町におきましても5月の感染者が27名と急激に増加しており、感染力が強いと言われます変異株の蔓延が危惧されておるところであります。早期のワクチン接種が望まれるところあります。

こうした中、本町におきまして新型コロナウイルスワクチン接種推進チームが組織され、ワクチン接種を迅速に進められているところでもあります。現在までのワクチンの確保状況と5月末までのワクチンの接種状況について伺います。

また、ホームページによりますと、集団接種会場は博愛会病院が5月22日から、垂井ホールが5月25日からとなっております。基本的には指定の日時に指定の会場に順次、高齢者から接種することとしております。

他の一部市町でも見られますが、電話予約などによる混乱を防ぐことは、場所や日時の指定は大変よかったのではないかと思います。接種を済ませた方の中には、大変親切に対応していただき、分かりやすく混乱することもなかったと聞いております。また、その一方で、いつ頃ワクチン接種ができるのかと気をもんでおられる高齢者の方もお見えになります。

そうした意味で、例えば85歳以上の高齢者は5月22日の週から、75歳以上の高齢者は何月何日の週からなど、7月末までの高齢者のワクチン接種のおおよその週予定や、1回目、2回目の接種状況につきまして、その割合など進捗状況を、ホームページあるいは広報紙などによって周知していただくことが町民の皆さんの安心につながるものと思いますが、この点について伺います。

また、高齢者の方で接種会場までの交通手段の確保が困難であるとの声もあり、その対応についても併せて伺います。

コロナ感染症では高齢者の死亡リスクが大変高いことが伝えられ、高齢者施設でのクラスターの発生が見受けられることから早急なワクチン接種が望まれているところでもあります。こうしたことから高齢者施設での方々や、その従事者について、わざわざ接種会場に出向くよりも当該施設での接種で対応すべきと考えられます。

また、自宅療養中の高齢者や、その支援をされている従事者のワクチン接種はどのように進められているのか、また、さらに高齢者以外の基礎疾患を有する方、障がいを持たれる人や障がい者支援施設等従業員、従事者などに対しまして、今後どのようにワクチン接種を進められるのか。特に、基礎疾患を有する人についてはかかりつけ医などの個別接種も有効かと考えられますが、これらの対応についても伺います。

次に、当日体調不良によりワクチン接種をキャンセルされる方、また高齢者の方でワクチン接種による副反応を心配され接種されない方など、余剰分のワクチンが生ずると考えられます。キャンセル分のワクチンにつきましては、応募される65歳以上の方のリスト化や、接種事務に関わる町職員の方に接種することで貴重なワクチンの有効活用に努められると聞いております。高齢者の方のワクチン接種を少しでも早めること、あるいは現場ですぐに対応できるということでは、大変キャンセル分のワクチンを有効に使えることになろうかと考えられます。

また、余剰分のワクチンについては、今後接種が予定される64歳以下のワクチンの接種順位に従っていけばよいと考えられますが、特段この点、国ではその定めがありません。

今やコロナ感染症は感染力が強い変異株が蔓延し、感染経路が分からない場合が多く見られ、いつ、どこで誰が感染しても不思議でない状況にあります。こうした状況を踏まえ、早急なワクチン接種が望まれ、8月以降のワクチン接種計画を町独自で早急に進め、接種順位についてもあらかじめリスト化しておくことが重要と考えられますが、この点について伺います。例えば、ワクチン接種ができない幼児や児童の感染を防止し、より安心・安全な学びの場を確保するためにも、保育士や学校の先生方、また高齢者や子供たちに関わる社会教育活動の指導者等上げられるかと思います。

また今後、8月、9月には豪雨や台風など自然災害が危惧される中、町職員の皆さん方をはじめ防災に関わる関係団体の皆さんへのワクチン接種は優先されるべきと思われませんが、いかがでしょうか。

一方、国ではモデルナ社ワクチンについて、職場や大学でのワクチン接種を進めており、今後、企業においても個別にワクチン接種が進められることが予想されております。したがって、64歳以下の各個人への新型コロナワクチン接種券の配付が重要となり、配付はいつ頃始められるのか、また、この接種券があれば町内外どこでも接種できるのか伺いたいと思います。

いずれにしましても、コロナ感染拡大の防止にはワクチン接種が切り札となりますので、ぜひこうした点を考慮していただきながら接種計画のリスト化を含め、町民2万7,000人の命を守るためにもワクチン接種のスピード感を持って進めていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、コロナ禍にありまして、通常の医療に加えワクチン接種に御尽力いただいております医療関係者の方々に、心より感謝申し上げます。

また、ぜひ町長からもワクチン接種の促進に向けてメッセージをお願いいたしまして、一般質問とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 角田議員の御質問、ワクチン接種の進捗状況と今後の計画についてお答えさせていただきます。

まず1点目の現在までのワクチンの確保状況と、5月末までのワクチン接種状況についてでございます。

当町には65歳以上の高齢者用ワクチンとしまして、ファイザー社製のワクチンが4月30日に最初の1箱が届きましてから10箱、1万1,310回分の供給がされたところでございます。今後は6月中に5箱、5,850回分が配分予定であり、合計15箱、1万7,160回分で全高齢者の2回分のワクチンが供給されることとなります。

5月1日から高齢者施設の入所者から接種を開始し、5月22日からは博愛会病院で、25日からは役場垂井ホールで集団接種を開始したところでございます。5月末までに1回目の接種を終えられた方が2,125人、うち2回の接種を完了された方が207人でございます。

2点目の御質問、進捗状況などの周知についてでございますが、ワクチン接種に関する情報につきましては、広報「たるい」及び町ホームページに掲載をしております。しかしながら、広報「たるい」につきましては毎月1回の発行であることや、記事の作成からお届けするまでにタイムラグがあることから、町ホームページを中心に情報提供しているところでございます。その中で、ワクチンの供給状況や接種スケジュールにつきましても掲載し、随時内容を更新しているところでございます。

今後は、ワクチン接種の進捗状況につきましてもお知らせしてまいりたいと考えております。

余談ではございますが、各新聞でもワクチンの接種状況に関する記事が掲載されております。例えば、中日新聞の西濃版には「西濃2市8町の新型コロナウイルスワクチン高齢者接種状況」と題し、接種人数等を定期的に掲載されておりますので、参考までにお知らせいたします。

3点目の御質問、交通手段の確保についてでございます。

現在、およそ80歳以上の方が1回目の接種を終えられたところでございますが、両会場ともに御家族などの送迎や、会場内でも付添いの方の介助で接種を終えられる方も多くお見えになり、ふだんの買物や病院受診へのお出かけされる際と同様に、御家族の支援があることを想定しております。

なお、町のコールセンターやワクチン接種推進チームへの交通手段がないため会場に行けないといった御相談は現在ございませんので、引き続き御理解と御協力をお願いしたいと思います。

4点目の今後どのように接種を進めるのかの御質問でございます。

高齢者への接種を始めるに当たり、ワクチンの十分な供給が見込めなかった4月の時点で、岐阜県では、高齢者のうち高齢者施設の入所者への接種を優先して実施する方針を打ち出しました。当町におきましても県の方針に従い、5月1日から高齢者施設の入所者への接種を開始したところでございます。

高齢者施設の従事者につきましては、施設内で接種する場合は入所者と同じタイミングで接種できる特例が認められておりましたので、入所者と同様、接種を進めており、1回目の接種は終了しているところでございます。

次に、寝たきりなどで自宅療養中の高齢者への接種につきましては、日頃より往診をされている医師の方々と協議し、日程を調整しながら接種を実施しているところでございます。

また、今後の接種につきましては、国が定めます接種順位に基づきながら接種を進めてまいります。

さらに、個別接種についてでございますが、今後のワクチンの供給やワクチンの取扱いも考慮する必要があることから、現在、郡医師会と検討中でございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。

5点目の御質問、8月以降のワクチンの接種計画でございますが、先ほども申し上げたとおり、基本的には国が定めます接種順位に基づき接種を進めることに加え、昨日、県は一般接種の優先接種について方針を示したところでございます。その中で、市町村における接種の優先的な職種といたしまして、角田議員が言われました保育士や教職員も含まれております。このことも考慮しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後の御質問、接種券があれば町内外問わずどこでも接種できるのかについてでございますが、原則、住民票の所在地の市町村で接種することとされております。しかしながら、出産のために里帰りしている妊産婦、遠隔地へ下宿している学生、単身赴任者など、住所地以外で接種できる場合もございますので、町外で接種されたい場合は、御相談、お問合せいただきますようお願いいたします。

今後、64歳以下の方へは6月下旬から順次接種券を発送する予定でございます。高齢者への接種と併せまして安全で円滑、迅速に接種を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 角田議員の一番最後のほうに、ぜひ町長からもメッセージを向けてくれということがございましたので、私のほうから少し補足させていただきます。

各地区で緊急事態宣言、そしてまたまん延防止等重点措置が継続される中でございますが、全国的にワクチン接種の動きが随分と加速化しております。

垂井町におきましては65歳以上の方を対象に、先ほども課長が申しましたとおり5月22日から集団接種によるワクチン接種が始まりまして、現在は65歳以上の方までのクーポン券を発送したところでございます。接種開始から2週間が経過をいたしました6月7日時点でございませぬけれども、65歳以上の対象者8,591人のうち2,625人の1回目の接種が完了いたしました。ワクチンが予定どおり供給されれば、早期接種を希望される65歳以上の方へのワクチン接種につきましては、国が申しております7月までに終了する予定でございます。

本日から垂井ホール会場でございますけれども、水・土・日を2レーンから3レーンに増加するなど当初の計画を見直しいたしまして、速いペースでワクチン接種を進めることができるのも、郡の医師会の先生方、並びに町内の医療機関の皆様方の御理解と御協力によるものと心から厚く感謝を申し上げたいところでございます。

また、今後のワクチン接種のスケジュールにつきましては、65歳未満の方へは、これも先ほど課長が申しましたとおり6月下旬にクーポン券を送付する予定となっております。ワクチンを接種する当日につきましては、1つにはクーポン券、2つには事前に記入をいただきます予約票、そして、3つ目には保険証などの本人確認書類をお持ちいただきまして、予防接種を受けやすい服装で受診していただくよう切にお願いをいたすところでございます。

なお、ワクチンのロスをできるだけ少なくするために、垂井町ではキャンセルが出る場合の備えといたしまして接種希望者を前もって募集しております。詳しくは町のホームページも御覧いただきたいと思っております。

全国的に接種日の予約につきましては、インターネットや電話により一部大混乱があったといった報道、あるいは新聞報道もございました。垂井町におきましては、先ほど角田議員もおっしゃっていただきましたが、日時・会場の指定方式によりまして、これまで町民の皆様方の御理解の下に円滑に接種できたものと思っております。今後の64歳以下の方々の接種につきましても創意工夫を凝らしてまいります。

新型コロナワクチンは、今最も感染を抑える効果が期待されているところでございますが、引き続き町民の皆様には、マスクの着用など感染対策の徹底も御協力をお願いするところでございます。

以上、私からのメッセージを含めた回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 御答弁ありがとうございました。

今、課長のほうからもお話があり、順調に進めていると。また、7月末までには65歳以上の方々を接種していただけるということで、そのことで大変町民の皆さんも安心しておられるかなというふうに思います。

町長のほうからもメッセージをいただきまして、ぜひこの後もできるだけ集団免疫を獲得するような形で、最終的には9月目標ぐらいのスピードではやっておかれる、年度内の計画ぐらいなのか、その辺りまた今の予想ですけれども、どのような感じなのかなど。65歳以上については7月末までには何とかやっていただけるというようなことですけれども、64歳以下について、今後の見通しなんかいただければと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいまの角田議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては令和4年2月28日までが実施期限となっております。順調に進めてまいります。やはり皆さんの御希望される人数を全て接種しようとしてまいりますとかなり

の期間が必要になってまいります。やはり最後まで、今は接種をしたくないと考えられてみえる方も今後接種をしたいというふうに御希望が変わる場合もございますので、最後の最後、2月28日までは垂井町内におきましても接種を実施してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） ありがとうございます。

先の見通しが大変明るいことで、最後の最後まで1人残らずワクチン接種を進めていきたいということで十分理解できましたので、今後ともそのことで推進チームの皆さん、頑張ってくださいようお願いいたしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後1時55分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛

